

視するシステム（以下「常時監視システム」という。）のうち次に掲げる基準に適合するものを用いて、漏えい又は故障等を早期に発見するために必要な措置が講じられている場合にあつては、これをもって検査に代えることができる。

イ 管理第一種特定製品の種類に応じ、冷媒系統ごとの圧力、温度その他の漏えいを検知するために必要な状態値を1日に1回以上計測すること。

（新設）

ロ イの状態値の異常又は変化に基づき、漏えい又は漏えいの疑いがあるか否かを1日に1回以上診断すること。

（新設）

ハ イの状態値又はロの診断の結果を1日に1回以上記録し、1年以上保存すること。

（新設）

ニ ロの診断の結果、漏えい又は漏えいの疑いを検知した場合において、当該診断に係る管理第一種特定製品の管理者に対し、当該管理者以外の者が通知を容易に解除することができない方法により直ちに当該診断の結果を通知すること。また、当該通知の履歴を1年以上保存すること。

（新設）

ホ 漏えいの検知性能について、管理第一種特定製品の製品群ごとに日本冷凍空調工業会標準規格（J R A）若しくは日本産業規格（J I S）で規定され、又は管理第一種特定製品ごとに当該管理第一種特定製品のカタログに記載された温度その他の条件で試験が行われ、適正な充填量の30%の冷媒が漏えいするまでに漏えいの判定が可能であることが確認されていること。

（新設）

② ①の検査又は常時監視システムにより、漏えい又は故障等を確認した場合には、可能な限り速やかに、専門的な点検（以下「専門点検」という。）を行うこと。

② ①の検査により、漏えい又は故障等を確認した場合には、可能な限り速やかに、専門的な点検（以下「専門点検」という。）を行うこと。

③ （略）

③ （略）

2 （略）

2 （略）

第三 （略）

第三 （略）

第四 管理第一種特定製品の点検及び整備に係る記録等に関する事項

第四 管理第一種特定製品の点検及び整備に係る記録等に関する事項

1 第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品ごとに、点検及び整備に係る次の事項を記載した記録簿（2による記録が行われたファイル又は磁気ディスクを含む。以下同じ。）を備え、当該管理第一種特定製品の廃棄等を行い、当該管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを完了した日から3年を経過するまで、保存すること。

1 第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品ごとに、点検及び整備に係る次の事項を記載した記録簿（2による記録が行われたファイル又は磁気ディスクを含む。以下同じ。）を備え、当該管理第一種特定製品の廃棄等を行い、当該管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを完了した日から3年を経過するまで、保存すること。

(1)～(3) （略）

(1)～(3) （略）

(4) 第二に基づく管理第一種特定製品の点検の実施年月日、当該点検を行った者の氏名（法人にあつては、その名称及び当該点検を行った者の氏名を含む。）並びに当該点検の内容及びその結果（漏えい又は故障等が認められた場合にあつては、漏えい又は故障等の箇所その他の状況に関する事項を含む。ただし、簡易点検のみを行った場合にあつては、点検を行った旨及びその実施年月日（常時監視システムを用いて第二の1の②の①の検査に代えた場合にあつては、その期間。）を記載すること。）

(4) 第二に基づく管理第一種特定製品の点検の実施年月日、当該点検を行った者の氏名（法人にあつては、その名称及び当該点検を行った者の氏名を含む。）並びに当該点検の内容及びその結果（漏えい又は故障等が認められた場合にあつては、漏えい又は故障等の箇所その他の状況に関する事項を含む。ただし、簡易点検のみを行った場合にあつては、点検を行った旨及びその実施年月日を記載すること。）

(5)～(9) （略）

(5)～(9) （略）

2～5 （略）

2～5 （略）